

## 労働法コラム 第22回

### 「試用期間について」



黒崎合同法律事務所  
平山 博久 弁護士

3 ところが、元々、試用期間は、一定期間を定めた上、採用試験や採用面接時点では知ることのできなかつた業務適格性をより正確に判断する目的で設定されるものです。ですから、その試用期間経過時点における本採用拒否の合理性や相当性については、一般の解雇に関する事由の他、使用者が、採用決定後における調査の結果や、試用期間中の勤務態度等により、採用の際の選考では見出せなかつた客観的な事情で、この事情を前提とすればそもそも試用期間採用すらしていなかつたと認められるものがあるか否かが重要です。

4 では、次にその期間の長短についてはどうでしょうか。あまりに長期に及び試用期間は、労使間の力関係を考慮して、試用期間の趣旨目的に照らして合理的な期間を超え

た解約権を行使するにはより高度の合理性と相当性が必要であるとした裁判例もありません。また、就業規則で定める期間を超える長期間の試用期間の合意は、労働基準法93条及び労働契約法12条で「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。」この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。」と定

めています。ですから、就業規則より長期間の試用期間の合意は無効であり、より短い就業規則上の期間の限りで有効となるという結論となります。5 試用期間を巡っては様々な裁判例があります。試用期間中又は満了時点で不当な取扱を受けた場合にはぜひご相談下さい。

1 ある従業員を採用するにあたり、一定の試用期間を置く会社や個人事業主は多いかと思われま

2 一般論として、試用期間中の法律関係については難しい言葉で表せば解約権留保付雇用契約であるとされています。

これを言い換えると、使用者は、試用期間中の労働者に対して、留保した解約権を、試用期間満了時点における本採用拒否、という形で通常の解雇よりも広い範囲で行使す

3 とところで、元々、試用期間は、一定期間を定めた上、採用試験や採用面接時点では知ることのできなかつた業務適格性をより正確に判断する目的で設定されるものです。ですから、その試用期間経過時点における本採用拒否の合理性や相当性については、一般の解雇に関する事由の他、使用者が、採用決定後における調査の結果や、試用期間中の勤務態度等により、採用の際の選考では見出せなかつた客観的な事情で、この事情を前提とすればそもそも試用期間採用すらしていなかつたと認められるものがあるか否かが重要です。

また、業務適格性を判断するに必要な期間として定められた試用期間ですから、その期間の満了より前に留保され

# 上田再雇用（雇い止め）判決公判

9月15日13時10分 多くの傍聴参加を!

（株）安川電機を相手取り、63歳で雇い止めたのは違法、65歳まで働ける高年法の適用求めている上田裁判が9月15日（火）午後1時10分から福岡地裁小倉支部203号法廷で、判決の言渡しがあります。

争点は2つ、原告に高年法および安川電機の再雇用制度（エルダースタッフ規定）が適用されるかどうか。もう一つは不更新条項付き契約書が有効かどうかの2点です。

上田さんの入社時契約書には期間の定めがありません。その上社員就業規則の遵守が述べられています。被告は上田さんが嘱託であるから有期契約には高年法とエルダースタッフも適用されないと主張しています。私達は、上田さん

は定年制で退職金も支給された継続雇用社員であると主張し、事実定年後2年間エルダーで働いてきました。なぜ再雇用途中で雇い止めをしたか、それは上田さんが退職金問題で、労働審判に異議申

し立て、社員の90%の和解が成立した、報復に違いありません。

被告は、上田さんに雇い止めを受けるか、それとも1年間だけ雇用延長する代わりに、それ以上の再雇用はないことを明記した契約書にサインするかを迫ってきました。

不服を申立て、やむを得ず契約をしましたが、契約後団体交渉で是正を求め、被告が応じないため提訴に踏み切ったのです。

不更新条項付きの契約は労契法19条（雇い止め法理）違反です。経営者が乱発すれば、有期雇用の労働者の雇用が危ぶまれます。公正判決を求める要請書名にご協力をお願いします。



# 北九州地区労連ニュース

2015年 7月号 No. 105

発行 北九州地区労働組合総連合  
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
ホームページ http://www.geocities.jp/k\_roren/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
あきらめないで電話して下さい  
秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料 フリーダイヤル  
0120-378-060  
093-921-0747 k\_roren@ybb.ne.jp



「戦争法案強行採決に抗議！」  
120人を超える怒りの宣伝行動となりました

戦争法案をめぐる、憲法審査会では憲法学者による「憲法違反」の意見表明以降、反対世論と各地各分野から強行採決阻止の運動がさらに広がり、国会の論戦でも政府与党の論拠が破たんし、審議も度々中断しています。安倍政権は、「確実に成立させるため」国会を大幅に延長し、マスコミへの圧力など強権的な姿勢を強めています。

## 戦争法案自公強行採決！ 廃案必ず！ 主権者無視の暴挙！ 独裁政治は許さない！

「戦争法案を許さない！北九州行動実行委員会」は、7月16日小倉駅南口で戦争法案の衆議院本会議での強行採決に抗議する宣伝行動をしました。憲法違反の法案はいくら長時間審議しても憲法違反で、違憲が合憲に変わることはありません。「違憲の戦争法案は廃案しかない」との立場で廃案するまで「絶対にあきらめない」を合言葉に運動を強めることを市民に呼びかけるリレートークを行いました。約120名を超える参加者で署名行動、「シール投票」を行いました。



連日のように集会やデモ、宣伝行動  
世論と運動が安倍政権を追い詰めています

「7・11戦争法案を許さない！北九州集会」（主催：戦争法案を許さない北九州実行委員会）が小倉北区勝山公園（市役所本庁舎前）で開催しました。

600人を超える参加者で集会後「戦争法案反対」「強行採決反対」「憲法9条壊すな」などシュプレヒコールを上げながら、小倉駅までデモパレード行進しました。

集会では、共同代表の一人で

ある前田北九州第一法律弁護士より、国会情勢と「戦争法案は憲法違反であり、立憲主義に反している。北九州集会を機に運動を強化していこう」と訴えました。参加者の女性、青年、学者・研究者ら5人が意見発言をしました。発言者の中野未来さん（健和会労働組合執行委員）は、『わたしたちは、大切な友人や家族を戦争で失いたくありません。戦争加害者にも被害者にもなりたくはありません。私は、どこかと連帯して武力を強化し威嚇で作り上げたもうい平和なんかより、武力や威嚇を必要としない外交と平和を望みます。』と力強く戦争法案絶対反対を訴えました。

安倍政治を許さない

### 雨あがり

先月女三人でフリープラン京都三日の旅行に行った。

一日目、嵐近く京都に着く、ホテルに荷物を預け錦市場へ昼食を兼ねて散策する。信長が暗殺されたといわれる本能寺や知恩院に行く。

二日目メインの日、何年も前から秋の保津川下りに行きたいと思っていたが今はツアーがない。ホテルから雷電に乗って嵯峨野トロッコ列車に乗り船着き場に。今まで数多く舟下りしたが一番楽しめた。三人の船頭が交代で船を漕ぎ客を話で笑わせ、波が高いところで高くジャンプして船を揺らし波を立てる、結構な急流で楽しんだ。

嵐山で船を降り竹林、祇王寺、念仏寺を貸し自転車で廻る予定が一人自転車怖いと言いつつ行ったもんだの末歩いて行くことになった。三日目、自転車嫌だと言った人が疲れている、歩けないとぐずる、誰のせいだ。予定変更。伏見稲荷、平等院に行く、伏見稲荷は、外国人人気一番らしい。平等院自体は以前行ったとき修理中で工事用の幕を見ただけ。今回中に入るこことができた。良く歩いた、楽しんだ。トレッキングシューズのおかげであまり疲れがない旅だった。



# 北九州争議団共闘第10回総会&学習会開催 すべての争議の早期解決を！

北九州争議団共闘は、2013年8月2日、第9回総会(再建)を開催し、北九州地区労連を始め、加盟組合、弁護士、国民救援会など多くの方々支援され困難な多くの争議を解決するために奮闘してきました。この間の活動で、イワキ工業解雇事件や後藤クリニック解雇事件などで勝利を勝ち取ることが出来ました。他にも民事裁判、労働審判、団体交渉において前進、回答を勝ち取っています。



今回の第10回総会・学習会では講師に田端亮博弁護士をお迎えして、今、安倍政権がすすめている労働法の改悪について講演をしていただき、30名を超える参加がありました。今回の労働者派遣法の改悪の結果、派遣労働者の雇用はどうなるのか？またホワイトカラーエグゼンプシ

ョンが施行されると成果によって賃金は決定されることには無いこと、1075万円の基準は勝手に引き下げられる可能性が大きいことなどを学習しました。

講演の後は、救援会・学嘱労・地域ユニオン・コークス裁判・安川上田裁判などについての発言がありました。また、現在解雇され裁判準備中の中元地区労連幹事、団体交渉中の地域ユニオン、羽生組合員からも一言報告がありました。

総会は経過報告、運動方針、会計報告、予算案、役員体制などの提案を満場の拍手で確認し、中村議長の回結ガンバローで締めくくられました。



総会参加者は台風にも負けず30人を超えました

# 被爆70年、核兵器の廃絶、子どもたちに平和な日本を！

## 2015年国民平和大行進北九州を通過



国民平和大行進は、7月17日から20日にかけて、門司港鎮西橋公園から折尾まで北九州市内を行進しました。17日は門司港から小倉に向けて出発、18日は小倉から戸畑を経て牧山、19日は牧山から黒崎、20日は黒崎から折尾駅を経て岡垣町役場まで地区労連旗がリレーされました。

フィリピンから参加した美術教師や福岡県内通し行進者が元気いっぱい先頭を歩きました。

門司港からは、道下事務局長と地域ユニオンの戸田さんが地区労連旗を高く掲げて歩き、国公や年金者組合など地区労連加盟組合ものぼり旗を手に沿道の声援を受け、コールをしながら行進しました。

戦争法の強行採決のあとだけに、気合の入った行進となりました。



門司区役所での歓迎集会  
門司区長のメッセージを門司区次長が代読しました

## 北九州地区労連 第27回定期大会開催告示

開催日 2015年9月13日(日)  
10時～16時  
会場 小倉北区西日本総合展示場新館3階  
会議案 2014年度経過報告  
2014年度決算報告  
2015年度運動方針(案)  
2015年度予算(案)  
2015年度役員選挙など



関門橋をバックに門司区内を行進



7・20野党3党合同演説会  
コレット前

野党3党の合同演説会  
戦争法案の廃案をめざし、  
800人が結集



# 介護保険制度改善！介護報酬引き下げ！ これからの介護は？ 介護を考える会北九州「発足総会」に70人

7月12日、ウエルとばた多目的ホールで、「介護を考える会北九州」の発足総会が開催され、北九州市内の介護事業者、介護労働者、民主団体、労働組合などから73名が参加しました。



開会挨拶は全労連の名取介護担当役員

介護の職場は平均賃金が他の職種の平均より約9万円も低く、重労働（入浴介助など）の離職率も高く、平均勤続年数は4・7年と極端に短いことが知られています。将来的には介護労働者の待遇改善、組織拡大を目指すのが目的ですが、最初の取り組みとして介護の現状を知ることが大事だと考え、ながさきクリニックの長崎修二氏に記念講演をお願いし、行政から出前講演をもらって、介護の現状について学ぶ場になるような集会をめざしました。記念



参加者の質問に丁寧に答える講師の長崎先生

講演、出前講座ともに非常にわかりやすく、なかなか理解しにくい介護の制度がすこし理解できた集会になったと思います。これから介護事業所にアンケートを送付し回収して、最終的には来年にシンポジウムを開催することを今後の目標としています。今後、介護労働者の組織拡大をめざして頑張りたいと思います。



## 行政による大量「雇止め」経験者の継続雇用を！

学校給食の嘱託職員303名のうち266名が来年の3月末でクビになります。

「これまで積み重ねた技術・経験をいかし、学校給食で働き続けよう。」学嘱労は7月18日、討論決起集会で意思統一し3万の署名を必ず成功させることを確認しました。要求実現にむけ街頭宣伝、教育委員会への要請なども取り組めます。私たちの行動におおくの方の参加、ご支援をお願いします。



学嘱労討論決起集会でたかひの決意を述べる道下地区労連事務局長

## 第52回北九州母親大会に参加しました 2015年7月5日 北九州大学構内



全体会は600人を超える参加で大成功



全体会で争議の早期解決を訴える西原さん

## 裁判を支える署名集約のお願い

### カンパ要請等支援のためのオルグを行いました

この間地区労連は裁判をたかひと仲間の署名活動・カンパ活動を支援するために、加盟組合、友誼組合、民主団体、政党などへのオルグに同行し、支援を求めました。

7月2日、介護施設ツクイを相手にマタハラ損害賠償裁判をたたかっている、地域ユニオンの西原ゆかりさんと、後藤クリニックを相手に、2度目の解雇無効を争っている地域ユニオンの戸田千泉さん

の二人を、全国交流集会に派遣する費用を集めるために、各団体を回り、2人分の費用を出すことが出来ました。7月14日は学嘱労の「雇止め撤回を求める署名」15日には、安川電機の上田さんの「公正判決を求める署名」を支援するため道下事務局長が同行し各団体へ署名の要請をしました。今後も支援を強めたいと考えています。